

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書（寄附を受けた公益法人等用）  
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第14項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等を譲渡等の日から1年以内に使用開始することが困難であるやむを得ない事情が生じたときに使用します（寄附を受けた公益法人等が住所又は主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合は、当該公益法人等の納税地）を所轄する税務署に提出します。）。

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
  - (1) 建築請負契約書の写し
  - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
  - (3) 建築工事のスケジュール表
  - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
  - (5) 次に掲げる寄附財産等の区分に応じ、それぞれに定める書類
    - イ 次のロ以外の寄附財産等  
建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会等の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
    - ロ 公益信託の信託財産とするための寄附に係る寄附財産等  
建築業者の選定経緯が分かる書類（信託行為において入札について権限を有する者のその入札の決定（その入札の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写しや入札結果が分かる書類など）
  - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等をやむを得ない事情により譲渡等の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等